



税物品に係る内国消費税の納付前にするものに限る。)について、関税法第八条第四項(ただし書(賦課課税方式による閏税の確定))の規定は、引取りに係る課税物品の内国消費税の国税通則法第三十二条第五項(賦課決定)に規定する賦課決定(同法第三十三条第四項(賦課決定の所轄庁等))の規定の適用を受けるものを除く。)について、それぞれ準用する。

(郵便物の内国消費税の納付等)

**第七条** 課税物品を内容とする郵便物(関税法第六条の二第一項第二号ロ(税額の確定の方式)に規定する郵便物に限る。)を輸入する場合には、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書に関する消費税法等の規定は、適用しない。この場合においては、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で日本郵便株式会社を経て当該郵便物の宛人に通知しなければならない。

より税務署長が徴収するものとされているものを除く。又は登録免許税（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十九条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）の納付についても、自動車重量税法第十条の一（電子情報処理組織を使用する方法等による納付の特例）又は登録免許税法第二十四条の二（電子情報処理組織を使用する方法等による納付の特例）に規定する財務省令で定める方法により納付することを妨げない」とあるのは「を妨げない」とする。

第二項の郵便物（関税定率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物を除く。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、当該郵便物に係る関税の納付について関税法第九条の五第一項（納付受託者に対する納付の委託）の規定の適用を受ける場合

8 とができる。この場合においては、国税通則法  
第三章第一節の規定は、適用しない。

関税法第七十七条の二（第二項に限る。）から第七十七条の五まで（郵便物に係る関税の納付委託等）の規定は、第六項又は前項の規定により郵便物に係る内国消費税の納付を日本郵便株式会社に委託する場合について準用する。この場合において、同法第七十七条の二第二項中「前項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第六項又は第七項（郵便物の内国消費税の納付等）」と、「第十二条」とあるのは「国税通則法第六十条」と、同法第七十七条の三第一項中「前項第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第六項又は第七項（郵便物の内国消費税の納付等）」と、同条第二項中「前項第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第六項又

一 関税法第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定により税関長が期間を定めて行う課税物品の搬出その他の処置の求めに對して、当該期間内に当該処置がされない場合（当該課税物品の輸入が他の法令の規定によりできないことその他税關長がやむを得ない事情があると認める場合を除く。）保税展示場の許可を受けた者

二 関税法第七十六条の二第一項（交付前郵便物に係る関税の徴収）に規定する交付前郵便物が失失し、又は滅却された場合（災害その他やむを得ない事情により失失した場合又はあらかじめ税關長の承認を受けて滅却された場合を除く。）日本郵便株式会社

三 関税法第八十四条第一項又は第三項（收容貨物の公売又は売却）（同法第八十八条（留

に対する国税通則法第三十五条第三項（申告納稅方式による國稅等の納付）の規定の適用については、同項中「限る。以下この項において同じ」とあるのは「限る」と、「経過する日」とあるのは「経過する日（過少申告加算税又は同条第一項若しくは第四項（同条第一項の重加算税に係る部分に限る。）の重加算税であつて、当該一月を経過する日がその納付の基因となつた内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号（定義）に規定する内国消費税をいう。）に係る課税物品（同法第二条第二号に規定する課税物品をいう。）の関税法第十六条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可の日前であるものについては、当該輸入の許可の日」とする。

3 日本郵便株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名宛人に送達しなければならない。

前項の郵便物を受け取ろうとする者は、関税法第六十三条第一項（保税運送）の承認に係る書類で第十一条第一項の規定の適用を受けるべきことを記載したものを日本郵便株式会社に提示して当該郵便物を受け取る場合を除き、当該郵便物を受け取る時までに、前項の書面に記載された税額に相当する内国消費税を納付し、又はその内国消費税の納付を次項若しくは第五項の規定により納付受託者（国税通則法第三十四条の四第一項（納付受託者））に規定する納付受託者をいう。（以下この条において同じ。）に委託し、若しくは第六項若しくは第七項の規定により日本郵便株式会社に委託しなければならない。この場合（当該郵便物を受け取る時までにその内国消費税を納付する場合に限る。）において、国税通則法第三十四条第一項（納付の手続）の規定の適用については、同項中「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその国税の収納を行う税務署の職員」とあるのは「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）」と、「又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法（次項において「特定納付方法」という。）により納付すること（自動車重量税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十四条（税務署長による敷又）の規定に

5 第二項の郵便物（関税定率法その他の法律の規定により閑税を免除され、又は無税とされる郵便物に限る。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、国税通則法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）（納付受託者に対する納付の委託）の規定により納付受託者にその納付を委託しなければならない。

6 第二項の郵便物（関税定率法その他の法律の規定により閑税を免除され、又は無税とされる郵便物に限る。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、国税通則法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により納付受託者にその納付を委託することができる。

7 第二項の郵便物（関税定率法その他の法律の規定により閑税を免除され、又は無税とされる郵便物を除く。）に係る内国消費税を納付しようとすると者は、当該郵便物に係る閑税の納付について閑税法第七十七条の二第一項（郵便物に係る閑税の納付委託）の規定の適用を受ける場合には、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本郵便株式会社に交付し、その納付を委託しなければならない。この場合においては、国税通則法第三章第一節（国税の納付）の規定は、適用しない。

は第七項」と、同条第四項中「前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法」とあらわれるのは「国税通則法」と、「前条第一項」とあらわれるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第六項又は第七項」と、同法第七十七条の四中「第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）」であるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第六項又は第七項（郵便物の内国消費税の納付等）」と読み替えるものとする。

9  
当該郵便物に係る内国消費税を納付し、第四項若しくは第五項の規定により納付受託者にその納付を委託し、又は第六項若しくは第七項の規定により当該郵便物に係る内国消費税に相当する額の金銭を日本郵便株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、国税通則法第三十二条（賦課決定）の賦課決定通知書とみなす。

10  
関税法第七十七条第六項及び第七項（郵便物の関税の納付等）の規定は、第一項の郵便物の名宛人が内国消費税の納付前に当該郵便物を受け取ろうとする場合について準用する。（公賣又は売却等の場合における内国消費税の徵収）

置貨物)において準用する場合を含む。)の規定により公売に付され、又は売却される場合(当該公売又は売却の際ににおける当該物品の所有者)。

四 関税法第九十七条第二項(税関職員以外の公務員による外国貨物の処分)の処分がある場合(次号及び第六号に掲げる場合を除く。)当該処分により当該物品を取得する者(政令で定める者を除く。)

五 関税法第一百八条第一項第一号(犯罪貨物の没収等)の規定に該当し、同号の犯罪貨物等として没収されない場合(当該貨物が税関長の指定する期間内に外国貨物として保税地域に入れられた場合を除く。)当該犯罪貨物等の所有者。

六 関税法第一百十八条第六項(犯罪貨物の没収等)の規定に該当する場合 同項に規定する犯人

七 関税法第一百三十四条第一項(領置物件又は差押物件の返還等)の規定により課税物品が還付される場合又は課税物品に係る同条第五項若しくは第六項に規定する代金が還付される場合 その還付を受けるべき者(内国消費税が納付されいないことを知らないで当該物品を持することとなつたと認められる者を除く。)

2 関税法第十四条の五(換価代金からの充当又は徴収の特例)及び第九十七条第四項(関税の賦課手続の調整)、同法第一百八条第七項(犯罪貨物等に係る関税の徴収)及び第一百三十四条第七項(領置物件に係る関税の徴収)において準用する場合を含む。)の規定は、前項の場合について準用する。

(輸入の許可前における引取り)

3 第九条 関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて課税物品を引き取つた者は、同法第九条第二項第三号(輸入の許可前における貨物の引取りに係る納期限)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

に掲げる税額に相当する内国消費税を国に納付しなければならない。

一 第三項において準用する関税法第七条の十(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)の規定による通知を受けた場合 同条の書面に記載された申告に係る納付すべき税額

二 当該物品の輸入の許可前に更正を受けた場合は、当該更正通知書に記載された納付すべき税額(当該物品についての第六条第一項又は第四項の申告に係る税額のうち未納のものを含む。)

三 関税法第七条の十七の規定は、同法第七十三条第一項の規定により税関長の承認を受けて引き取られた課税物品に係る内国消費税について準用する。

2 関税法第七条の十七の規定は、同法第七十三条第一項の規定により税関長の承認を受けて引き取られた課税物品に係る内国消費税について準用する。

3 第十条 関税法第五十六条第一項(保税工場の許可)又は第六十二条の八第一項(総合保税地域の許可)の規定により保税工場又は総合保税地域の許可を受けた者(保税工場又は総合保税地域の許可を受けた者)の保税工場に係る保税作業

4 第一条の規定に該当する製品で課税物品に該当した場合には、第一項に規定する指定された期間が経過した時に、当該物品は当該保税工場又は総合保税地域から同項に規定する指定された場所に移入されたものとみなし、当該物品を原料とした製品で課税物品に該当するものはその製造をした者がその場所で製造したものとみなして、消費税法等の規定を適用する。

5 前項の規定に該当する製品たる課税物品がその製造場から移出された場合には、政令で定めるところにより、当該移出につき課されるべき内国消費税額から当該物品の原料又は材料として消費又は使用した課税物品につき第三項の規定により徴収された、又は徴收されるべき内国消費税額(当該移出により課されるべき内国消費税以外の税目に属する内国消費税額を含まない。)に相当する金額を控除する。

(保税運送等の場合の免税)

6 第十一条 外国貨物である課税物品を外国貨物のまま運送するため、関税法第六十三条第一項(保税運送)若しくは第六十四条第一項(難破貨物等の運送)の規定による承認(同項ただし項において同じ。)が、同法第六十一条第一項(保税工場における保税作業)(同法第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)以下この項において同じ。)の規定による許可を受ける者がある場合には、その者を含む。第三項において同じ。)が、同法第六十一条第一項(保税工場における保税作業)(同法第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)又は第一百三十四条第五項の規定により貨物の公売又は売却による代金をもつて充てる等(同法第八十八条において準用する場合を含む。)又は第一百三十四条第五項の規定により貨物の公売又は売却による代金をもつて充てる内国消費税については、国税通則法第三十六条第一項(納税の告知)の規定による納税の告知をすることが要しない。

7 (輸入の許可前における引取り)

8 第九条 関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて課税物品を引き取つた者は、同法第九条第二項第三号(輸入の許可前における貨物の引取りに係る納期限)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

に掲げる税額に相当する内国消費税を国に納付しなければならない。

一 第三項において準用する関税法第七条の十(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)の規定による通知を受けた場合は、当該更正通知書に記載された申告に係る納付すべき税額

二 当該物品の輸入の許可前に更正を受けた場合は、当該更正通知書に記載された納付すべき税額(当該物品についての第六条第一項又は第四項の申告に係る税額のうち未納のものを含む。)

三 関税法第七条の十七の規定は、同法第七十三条第一項の規定により税関長の承認を受けて引き取られた課税物品に係る内国消費税について準用する。

4 第一条の規定に該当する製品で課税物品に該当した場合には、第一項に規定する指定された期間が経過した時に、当該物品は当該保税工場又は総合保税地域でない当該工場又は総合保税地域から同項に規定する指定された場所に移入されたものとみなして、消費税法等の規定を適用する。

5 前項の規定に該当する製品たる課税物品がその製造場から移出された場合には、政令で定めるところにより、当該移出につき課されるべき内国消費税額から当該物品の原料又は材料として消費又は使用した課税物品につき第三項の規定により徴収された、又は徴收されるべき内国消費税額(当該移出により課されるべき内国消費税以外の税目に属する内国消費税額を含まない。)に相当する金額を控除する。

(保税運送等の場合の免税)

6 第十二条 外国貨物である課税物品を外国貨物のまま運送するため、関税法第六十三条第一項(保税運送)若しくは第六十四条第一項(難破貨物等の運送)の規定による承認(同項ただし項において同じ。)を受けて引き取られた者がある場合には、その者を含む。第三項において同じ。)が、同法第六十一条第一項(保税工場における保税作業)(同法第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)以下この項において同じ。)の規定による許可を受ける者がある場合には、その者を含む。第三項において同じ。)が、同法第六十一条第一項(保税工場における保税作業)(同法第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)又は第一百三十四条第五項の規定により貨物の公売又は売却による代金をもつて充てる等(同法第八十八条において準用する場合を含む。)又は第一百三十四条第五項の規定により貨物の公売又は売却による代金をもつて充てる内国消費税については、国税通則法第三十六条第一項(納税の告知)の規定による納税の告知をすることが要しない。

7 (輸入の許可前における引取り)

8 第九条 関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて課税物品を引き取つた者は、同法第九条第二項第三号(輸入の許可前における貨物の引取りに係る納期限)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

に掲げる税額に相当する内国消費税を国に納付しなければならない。

一 第三項において準用する関税法第七条の十(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)の規定による通知を受けた場合は、当該更正通知書に記載された申告に係る納付すべき税額

二 当該物品の輸入の許可前に更正を受けた場合は、当該更正通知書に記載された納付すべき税額(当該物品についての第六条第一項又は第四項の申告に係る税額のうち未納のものを含む。)

三 関税法第七条の十七の規定は、同法第七十三条第一項の規定により税関長の承認を受けて引き取られた課税物品に係る内国消費税について準用する。

4 第一条の規定に該当する製品で課税物品に該当した場合には、第一項に規定する指定された期間が経過した時に、当該物品は当該保税工場又は総合保税地域でない当該工場又は総合保税地域から同項に規定する指定された場所に移入されたものとみなして、消費税法等の規定を適用する。

5 第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

6 第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

7 (輸入の許可前における引取り)

8 第九条 関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて課税物品を引き取つた者は、同法第九条第二項第三号(輸入の許可前における貨物の引取りに係る納期限)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

に掲げる税額に相当する内国消費税を国に納付しなければならない。

一 第三項において準用する関税法第七条の十(輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知)の規定による通知を受けた場合は、当該更正通知書に記載された申告に係る納付すべき税額

二 当該物品の輸入の許可前に更正を受けた場合は、当該更正通知書に記載された納付すべき税額(当該物品についての第六条第一項又は第四項の申告に係る税額のうち未納のものを含む。)

三 関税法第七条の十七の規定は、同法第七十三条第一項の規定により税関長の承認を受けて引き取られた課税物品に係る内国消費税について準用する。

4 第一条の規定に該当する製品で課税物品に該当した場合には、第一項に規定する指定された期間が経過した時に、当該物品は当該保税工場又は総合保税地域でない当該工場又は総合保税地域から同項に規定する指定された場所に移入されたものとみなして、消費税法等の規定を適用する。

5 第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

6 第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

7 (輸入の許可前における引取り)

8 第九条 関税法第七十三条第一項(輸入の許可前における貨物の引取り)の規定により税関長の承認を受けて課税物品を引き取つた者は、同法第九条第二項第三号(輸入の許可前における貨物の引取りに係る納期限)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

三 第一項に規定する税関長への届出をした課税物品が関税法第六十五条の二第一項（運送先に到着しない郵便物に係る関税の徵収）に規定する期間内に運送先に到着しない場合当該届出をした者	(船用品又は機用品の積込み等の場合の免税)
第十二条 関税法第二十三条第一項（船用品又は機用品の積込み等）の規定による承認を受けて外国貨物である課税物品を同項に規定する船用品又は機用品として船舶又は航空機（本邦の船舶又は航空機を除く。）に積み込むため保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。	(船用品又は機用品の積込み等の場合の免税)
2 関税法第二十三条第一項の規定による承認を受けて外国貨物である原油等を同項に規定する船用品又は機用品として本邦の船舶又は航空機に積み込むため保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る石油石炭税を免除する。	(原油等の場合の免税)
4 関税法第七十五条（外国貨物の積みもどし）の規定により、外国貨物である課税物品を積みもどすため保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。	(外貨の積みもどし)
5 第一項又は第二項に規定する承認を受けて引き取られた課税物品が、関税法第二十三条第四項の規定により指定された期間内に当該承認に係る船舶又は航空機に積み込まれなかつたときは、税関長は、当該承認を受けた者から、直ちにその内国消費税を徴収する。ただし、当該船舶又は機用品を保税地域に入れた場合、災害その他の原因で免れると認められる場合は、この限りでない。	(船舶又は航空機の積みもどし)
第十三条 次の各号に掲げる課税物品で当該各号に規定する規定により関税が免除されるもの（関税が無税とされている物品については、当該物品に關税が課されるものを含む。第三項において同じ。）を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。	(船舶又は航空機の積みもどし)

る部分に限る。）、第三号若しくは第四号又は第六号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十七号又は第十八号（無条件免税）に掲げるもの（同条第十号に掲げる貨物にあつては、消費税法第七条第一項（輸出免税等）又は第八条第一項（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）の規定により消費税の免除を受けたものを除く。）	二 関税定率法第十五条第一項第二号から第五号の二まで、第九号又は第十号（特定用途免税）に掲げるもの（同号に掲げる貨物にあつては、その用途を勘案して政令で定めるものに限る。）
三 関税定率法第十六条第一項各号（外交官用貨物等の免税）に掲げるもの	三 関税定率法第十七条第一項各号（再輸出免税）に掲げるもの
四 関税定率法第十七条第一項各号（再輸出免税）に掲げるもの	五 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十号の二まで、第十九号又は第二十号（特定用途免税）に掲げるもの）
五 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十号の二まで、第十九号又は第二十号（特定用途免税）に掲げるもの）	六号 第八条の七（経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税）に規定する貨物（輸出の際に消費税の免除を受けていないものに限る。）

第一項第二号、第三号若しくは第四号又は第三項第二号、第三号若しくは第四号の規定により免除を受けた内国消費税について準用する。	第一項第二号、第三号若しくは第四号又は第三項第二号、第三号若しくは第四号の規定により内国消費税の軽減、免除を受けた物品の転用）の規定は、第一項第二号、第三号若しくは第四号又は第三項第二号、第三号若しくは第四号の規定により内国消費税の軽減、免除を受けた物品について準用する。
六 関税定率法第二十条の三（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用）の規定は、第一項第二号、第三号若しくは第四号又は第三項第二号、第三号若しくは第四号の規定により内国消費税の軽減、免除を受けた物品の転用）の規定は、第一項第二号、第三号若しくは第四号又は第三項第二号、第三号若しくは第四号の規定により内国消費税の軽減、免除を受けた物品について準用する。	六 関税定率法第二十条の三（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用）の規定は、第一項第二号、第三号若しくは第四号又は第三項第二号、第三号若しくは第四号の規定により内国消費税の軽減、免除を受けた物品について準用する。
第十四条 輸入された課税物品のうち次に掲げる規定により当該課税物品に係る関税額の全部又は一部が還付されるものについては、当該還付（相殺関税等が還付される場合の消費税の還付）に掲げる貨物等の免税）に適用する。	第十四条 輸入された課税物品のうち次に掲げる規定により当該課税物品に係る関税額の全部又は一部が還付されるものについては、当該還付（相殺関税等が還付される場合の消費税の還付）に掲げる貨物等の免税）に適用する。
三 関税定率法第十六条第一項各号（外交官用貨物等の免税）に掲げるもの	三 関税定率法第十七条第一項各号（再輸出免税）に掲げるもの
四 関税定率法第十七条第一項各号（再輸出免税）に掲げるもの	五 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十号の二まで、第十九号又は第二十号（特定用途免税）に掲げるもの）
五 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十号の二まで、第十九号又は第二十号（特定用途免税）に掲げるもの）	六号 第八条の七（経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税）に規定する貨物（輸出の際に消費税の免除を受けていないものに限る。）

第一項第二号、第三号若しくは第四号又は第三項第二号、第三号若しくは第四号の規定により内国消費税の軽減、免除を受けた物品の転用）の規定は、第一項第二号、第三号若しくは第四号又は第三項第二号、第三号若しくは第四号の規定により内国消費税の軽減、免除を受けた物品について準用する。	第一項第二号、第三号若しくは第四号又は第三項第二号、第三号若しくは第四号の規定により内国消費税の軽減、免除を受けた物品の転用）の規定は、第一項第二号、第三号若しくは第四号又は第三項第二号、第三号若しくは第四号の規定により内国消費税の軽減、免除を受けた物品について準用する。
二 関税定率法第八条第十一項又は第三十三項（不当廉価関税の還付）	二 関税定率法第八条第十一項又は第三十三項（不当廉価関税の還付）
三 関税定率法第九条第九項（暫定緊急関税の還付）	三 関税定率法第九条第九項（暫定緊急関税の還付）
四 関税暫定措置法第七条の七第八項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）	四 関税暫定措置法第七条の七第八項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）
五 関税暫定措置法第八条の七第八項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）	五 関税暫定措置法第八条の七第八項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付）
六号 第八条の七（経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税）に規定する貨物（輸出の際に消費税の免除を受けていないものに限る。）	六号 第八条の七（経済連携協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税）に規定する貨物（輸出の際に消費税の免除を受けていないものに限る。）

第一項（第一号及び第二号（関税定率法第八条の二まで、第五号の二の口若しくはハ又は第九号に掲げるもの））に係る部分を除く。）の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。	第一項（第一号及び第二号（関税定率法第八条の二まで、第五号の二の口若しくはハ又は第九号に掲げるもの））に係る部分を除く。）の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。
二 関税定率法第十四条第一号、第二号又は第七号から第九号までに掲げるもの	二 関税定率法第十四条第一号、第二号又は第七号から第九号までに掲げるもの
三 関税定率法第十五条第一項第一号から第三号の二まで、第五号の二の口若しくはハ又は第九号に掲げるもの	三 関税定率法第十五条第一項第一号から第三号の二まで、第五号の二の口若しくはハ又は第九号に掲げるもの
四 関税定率法第十七条第一項第一号又は第四号の規定により内国消費税を免除する場合において、その適用があると認めるときは、その免除に係る内国消費税額に相当する担保を提供させることができること。	四 関税定率法第十七条第一項第一号又は第四号の規定により内国消費税を免除する場合において、その適用があると認めるときは、その免除に係る内国消費税額に相当する担保を提供させることができること。
第五条 輸入される課税物品が輸入の許可（関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における（変質、損傷等の場合の軽減又は還付等）	第五条 輸入される課税物品が輸入の許可（関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における（変質、損傷等の場合の軽減又は還付等）

は、当該課税物品に係る特例納税申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税の全部又は一部に相当する金額を当該課税物品に課されるべき内国消費税額から控除することができる。

**5 第二項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。**

**（加工又は修繕のため輸出された課税物品に係る消費税の軽減）**

**第十五条の二 加工又は修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超えて税関長が指定する期間）以内に輸入される課税物品（輸出の際に消費税の免除を受けていないもの（第十三条第一項第五号に掲げるものを除く。）に限り、そのものとし、加工のためのものについては、本邦においてその加工をすることが困難であると認められるものに限る。）については、政令で定めるところにより、当該課税物品に係る消費税の額に、当該課税物品を閑税率法第十一条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）の輸入貨物とみなして計算される同條に規定する割合を乗じて算出した額の範囲内において、その消費税を軽減することができる。**

**第十五条の三 長期間にわたつて使用することができ、かつ、通常その輸入が貸借契約に基づき、又は請負契約の履行に関連して、本邦で一時的に使用するため行われる課税物品のうち政令で定めるもので輸入され、その輸入の許可の日から二年（その使用のできる期間が特に長期にわたる課税物品で政令で定めるものについては、五年以内において政令で定める期間）以内に輸出されるものについては、政令で定めるとこにより、その消費税を軽減することができ、関税率法第十八条第二項（再輸出減税）の規定は前項の規定により消費税を軽減する場合について、同条第三項の規定は前項の規定により消費税の軽減を受けた課税物品について、同条第四項の規定は前項の規定により消費税の軽減を受けた者について、それぞれ準用する。（保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例）**

2

**第十六条 保税工場又は総合保税地域における保税作業（関税率法第五十六条第一項（保税工場の**

許可）に規定する保税作業をいう。以下この条において同じ。）、課税物品を課税物品以外の製品（当該課税物品を原料又は材料として消費されるものを含む。）の原料又は材料として消費されるものとし、又は使用する必要で製造された製品で、当該課税物品に課される内国消費税以外の税目に属する内国消費税が課されるものとし、又は使用する場合には、消費税法第四条第六項本文、揮発油税法第五条第二項又は石油ガス税法第五条第二項（引取りとみなす場合）の規定は、適用しない。

**（保税工場又は総合保税地域における保税作業による内国消費税の軽減）**

合には、石油石炭税法第五条第二項（引取りとみなす場合）の規定は、適用しない。この場合において、当該原油等を原料として製造された製品が閑税率法別表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号若しくは第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの中間に掲げる石油及び歴青油を原料として製造された商品、同表第二七一・一項に掲げる石油ガスその他他のガス状炭化水素又は同表第二七一・〇項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したものに該当するときは、当該製品を石油石炭税法第三条（課税物件）に規定する石油製品又は外国から本邦に到着したガス状炭化水素若しくは石炭とみなして、同法及びこの法律の規定を適用する。

**（再輸出される課税物品に係る消費税の軽減）**

長期間にわたつて使用することができ、かつ、通常その輸入が貸借契約に基づき、又は請負契約の履行に関連して、本邦で一時的に使用するため行われる課税物品のうち政令で定めるもので輸入され、その輸入の許可の日から二年（その使用のできる期間が特に長期にわたる課税物品で政令で定めるものについては、五年以内において政令で定める期間）以内に輸出されるものについては、政令で定めるとこにより、その消費税を軽減することができ、関税率法第十八条第二項（再輸出減税）の規定は前項の規定により消費税を軽減する場合について、同条第三項の規定は前項の規定により消費税の軽減を受けた課税物品について、同条第四項の規定は前項の規定により消費税の軽減を受けた者について、それぞれ準用する。（保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例）

**第十六条 保税工場又は総合保税地域における保税作業（関税率法第五十六条第一項（保税工場の**

れる場合には、当該課税済内貨原材料の数量うち当該製品に対応するものとして政令で定められた数量）として当該税関長の確認を受けた数量を限度として、当該製品を製造した者がその輸出（積戻しを含む。次項において同じ。）の許可の日から六月以内に保税地域から引き取る当該課税済内貨原材料と同種の外貨原材料に係る内国消費税を免除する。ただし、他の法律の規定により当該課税済内貨原材料に係る内国消費税額に相当する金額の控除又は還付を受ける場合は、この限りでない。

**（保税工場又は総合保税地域における保税作業の規定期は、適用しない。**

合には、原油等を製品の原料として消費する場合において、あらかじめ税関長の承認を受けて、当該課税物品でその輸入の時の性質及び形状に該課税物品を製造した者がその輸出（積戻しを含む。次項において同じ。）の許可の日から六月以内に保税地域から引き取る当該課税済内貨原材料に係る内国消費税を免除する。ただし、他の法律の規定により当該課税済内貨原材料に係る内国消費税額に相当する金額の控除又は還付を受ける場合は、この限りでない。

**（保税工場又は総合保税地域における保税作業による内国消費税の軽減）**

合には、石油石炭税法第五条第二項（引取りとみなす場合）の規定は、適用しない。この場合において、当該原油等を原料として製造された製品が閑税率法別表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号若しくは第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの中間に掲げる石油及び歴青油を原料として製造された商品、同表第二七一・一項に掲げる石油ガスその他他のガス状炭化水素又は同表第二七一・〇項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したものに該当するときは、当該製品を石油石炭税法第三条（課税物件）に規定する石油製品又は外国から本邦に到着したガス状炭化水素若しくは石炭とみなして、同法及びこの法律の規定を適用する。

**（再輸出される課税物品に係る消費税の軽減）**

长期間にわたつて使用することができ、かつ、通常その輸入が貸借契約に基づき、又は請負契約の履行に関連して、本邦で一時的に使用するため行われる課税物品のうち政令で定めるもので輸入され、その輸入の許可の日から二年（その使用のできる期間が特に長期にわたる課税物品で政令で定めるものについては、五年以内において政令で定める期間）以内に輸出されるものについては、政令で定めるとこにより、その消費税を軽減することができ、関税率法第十八条第二項（再輸出減税）の規定は前項の規定により消費税を軽減する場合について、同条第三項の規定は前項の規定により消費税の軽減を受けた課税物品について、同条第四項の規定は前項の規定により消費税の軽減を受けた者について、それぞれ準用する。（保税工場等において保税作業をする場合等の内国消費税の特例）

**第十六条 保税工場又は総合保税地域における保税作業（関税率法第五十六条第一項（保税工場の**

するもの以外のものを保税地域から引き取り、又は保税地域において消費（保税工場又は総合保税地域における保税作業による原料としての消費を除く。）をする場合には、当該製品を引き取る者又は当該消費をする者が、その引取り又は当該消費の時に、当該製品の原料として消費した原油等を保税地域から引き取るものとみなして、石油石炭税法及びこの法律の規定を適用する。ただし、当該製品が、第二項後段の規定により石油石炭税法第三条に規定する石油製品又は外国から本邦に到着したガス状炭化水素若しくは石炭とみなされるものであり、かつ、第十二条第一項から第三項まで、第十三条第三項又は政令で定める他の法律の規定により石油石炭税の免除を受けて保税地域から引き取られるためのものである場合には、この限りでない。

9 第二項前段の規定の適用を受けた原油等を原料として製造した製品で関税法第五十八条の二（保税作業による製品に係る納税申告等の特例）（同法第六十二条の十五において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けるものについては、同法第五十八条の二の保税工場の許可を受けた者又は保税作業を総合保税地域において行う者が、同条の規定による輸入の許可を受ける時に、当該製品の原料として消費した原油等を保税地域から引き取るものとみなして、石油石炭税法及びこの法律の規定を適用する。

10 第一項又は第二項の規定に該当する消費又は使用をした者は、これらの規定に規定する消費又は使用をした課税物品及び当該物品を原料又は材料として製造した製品の種類、数量又は価額その他政令で定める事項を記載した書類を、当該消費又は使用の日の属する月の翌月末日までに、当該保税工場又は総合保税地域の所在地の所轄税關長に提出しなければならない。

11 第一項又は第二項の規定に該当する消費若しくは使用をする者、第三項の規定による確認を受けた者又は第四項の税關長の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、当該原料又は材料として消費し、又は使用した課税物品の消費又は使用並びに当該原料又は材料を消費し、又は使用して製造した製品の製造及び払出しに関する実態を帳簿に記載しなければならない。

12 第四項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。

13 第七項から第九項までの規定により保稅地域から引き取るものとみなされる課稅物品又は原油等に係る課稅標準の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

13 第七項から第九項までの規定により保稅地域において、關稅法第六十二條の三第一項（保稅展示場に入れる外國貨物に係る手續）又は第六十二条の十（総合保稅地城に外國貨物を置くこと等の承認）の承認を受けて、消費稅法第二條第一項第十一号（定義）に規定する課稅貨物を使用する場合（展示に関連して使用する場合に限る。）には、同法第四條第六項本文（課稅の対象）の規定は、適用しない。

2 保稅展示場又は総合保稅地城に入れられた前項の課稅貨物が、關稅法第六十二条の五（保稅展示場における使用的許可）（同法第六十二条の十五（総合保稅地城）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による許可を受けて保稅展示場又は総合保稅地城以外の場所で使用される場合には、同法第六十二条の五の規定により指定された場所に出されている当該課稅貨物は、同条の規定により指定された期間が満了するまでは、なお当該保稅展示場又は総合保稅地城にあるものとみなして、消費稅法及びこの法律の規定を適用する。

3 第十条第三項の規定は、前項の指定された期間が経過した場合について準用する。

4 稅關長は、關稅法第六十二条の四第二項（販売物品についての担保の提供）（同法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定により保稅展示場又は総合保稅地城に入れられた外國貨物である課稅物品につき担保の提供を求めるときは、当該物品についてその内國消費稅の額に相当する金額の範囲内で、担保の提供を併せて求めなければならぬ。

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付等）

**第十六条の三** 内國消費稅を納付して輸入された課稅物品のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税關長に届け出たものであつて、その輸入時の性質及び形状が変わつていないものの本邦から輸出するときは、当該物品がその輸入の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税關長の承認をは、政令で定める。

（保稅展示場における使用等の特例）

受けたときは、一年を超えて税関長が指定する期間)以内に輸出されるもの(たゞこの税法第十五条第一項(課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこの税の還付)の規定の適用を受けるものを除く)である場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を還付することができる。

2 消費税法等の規定により内国消費税の納期限が延長された課税物品でその内国消費税が納付されていないもののうち、当該課税物品に係る内国消費税が納付されているものとみなして前項の規定を適用した場合に還付することができるることとなるものについては、その延長された内国消費税額から減額することができる。この場合において、その減額された内国消費税額に相当する金額は同項の規定による還付があつたものとみなして、消費税法等及びこの法律の規定を適用する。

3 特例申告に係る課税物品のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであつて、その輸入の時の性質及び形状が変わつていいものを当該課税物品に係る特例納税申告書の提出前に本邦から輸出したとき(たゞこの税法第十五条第一項の規定の適用を受ける場合を除く)は、当該特例納税申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるとところにより、その内国消費税額に相当する金額を当該課税物品に課されるべき内国消費税額から控除することができる。

4 第一項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)の規定は、適用しない。

(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付等)

**第十七条** 内国消費税を納付して輸入された課税物品のうち次の各号のいずれかに該当するものでその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものを本邦から輸出するとき(第一号又は第二号に掲げる物品にあつては、返送のため輸出するときに限る)は、当該物品がその輸入の許可の日から六月(六月を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、六月を超えて一年以内において税関長

が指定する期間。次項において同じ。) 以内に保稅地域(關稅法第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)に規定する税關長が指定した場所を含む。(以下この条において同じ。)に入れられたもの(たばこ稅法第十五条第一項(課稅済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ稅の還付)の規定の適用を受けるものを除く。)である場合に限り、政令で定めるところにより、その内國消費稅額に相当する金額を還付する。

一 品質又は数量等が契約の内容と相違するため返送することがやむを得ないと認められる物品

二 個人的な使用に供する物品で政令で定める販賣の方法により販売されたものであつて品質等が該物品の輸入者が予期しなかつたものであるため返送することがやむを得ないと認められるもの

三 輸入後において法令(これに基づく処分を含む。)によりその販売若しくは使用又はそれを用いた製品の販売若しくは使用が禁止されに至つたため輸出することがやむを得ないと認められる物品

前項に規定する物品を輸出に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これをその輸入の許可の日から六月以内に保稅地域に入れ、あらかじめ税關長の承認を受けて廃棄したとき(たばこ稅法第十五条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。)は、政令で定めるところにより、その内國消費稅額に相当する金額を還付することができる。

3 消費稅法等の規定により内國消費稅の納期限が延長された課稅物品でその内國消費稅が納付されていないもののうち、当該課稅物品に係る内國消費稅が納付されているものとみなして前二項の規定を適用した場合に還付することができることとなるものについては、その延長された期限内に限り、政令で定めるところにより、その還付することができることとなる内國消費稅額に相当する金額は前二項の規定による還付があつたものとみなして、消費稅法等及びこの法律の規定を適用する。

4 特例申告に係る課稅物品のうち第一項各号のいずれかに該当するものでその輸入の時の性質

及び形状に変更を加えないものを本邦から輸出する場合（同項第一号又は第二号に掲げる物品においては、返送のため輸出する場合に限る。）において、当該課税物品が当該課税物品に係る特例納税申告書の提出前に保税地域に入れられたもの（たゞ二税法第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）であり、かつ、当該課税物品を当該特例納税申告書の提出前に輸出されたときは、当該特例納税申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を当該課税物品に課されるべき内国消費税額から控除することができる。

前項に規定する課税物品を輸出に代えて廃棄することがやむを得ないと認められる場合において、これを当該課税物品に係る特例納税申告書の提出前に保税地域に入れ、あらかじめ税関長の承認を受けて当該特例納税申告書の提出前に廃棄したとき（たゞ二税法第十五条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当該特例納税申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を当該課税物品に課されるべき内国消費税額から控除することができる。

第一項及び第二項の規定による還付金については、国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の規定は、適用しない。

（還付加算金の計算期間の特例）

**第十七条の二 輸入された課税物品につき、関税暫定措置法第十二条の一（更正の請求の特例）**

暫定措置法第十二条の一（更正の請求の特例）の規定により行う関税法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求に基づく同法第七条の十六第一項又は第三項（更正及び決定）の規定による更正により納付すべき関税の額が減少したことにより国税通則法第二十一条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正（同法第二十三条（更正の請求）の規定による更正の請求に基づくもののを除く。）により納付すべき消費税（当該消費税に係る延滞税を含む。）の額が減少した場合において、当該減少した消費税に係る過納金について同法第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金を計算するときにおける同項第一号（イに係る部分に限る。）の規定の適用について、同号中「当該還付金又は過納金に係る国税の納付があつた日（その日が当該国税の法定納定期限である場合には、当該法定納定期限」とあるのは、「閑税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十二条の三第一項（賦課決定の請求）の規定による決定の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該決定があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日」とする。

（引取りに係る内国消費税の延滞税の免除）

**第十八条 保税地域から引き取る課税物品に係る内国消費税の全部又は一部がやむを得ない理由によりその法定納期限後に確定したことに基づき、当該物品の内国消費税額の全部又は一部がその法定納期限（国税通則法第二条第八号（定義））に規定する法定納期限をいう。）後に確定する**

こととなつたものであることにについて、政令で定めるところにより税関長の確認を受けたときは、その税額に係る延滞税については、その確定通知書若しくは賦課決定通知書が発せられた日以前の期間に対応する部分の金額を免除する。

（過少申告加算税等の特例）

保税地域から引き取られる課税物品（特例申告に係る課税物品を除く。次項及び第三項において同じ。）に係る内国消費税に対する国税通則法第六十五条（過少申告加算税）の規定の適用については、同条第一項中「期限内申告書若しくは同号中「当該還付金又は過納金に係る国税の納付があつた日（その日が当該国税の法定納

期限前である場合には、当該法定納期限」とあるのは、「閑税法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日」とする。

あるのは、「閑税法第六条の二第一項第二号（税額の確定の方式）に規定する賦課課税方式が適用される課税物品につき、閑税暫定措置法第十二条の三第一項（賦課決定の請求）の請求に基づく閑税法第八条第三項（賦課決定）の規定による決定により納付すべき閑税の額が減少したことにより国税通則法第三十二条第二項（賦課決定）の規定による決定により納付すべき消費税（当該消費税に係る延滞税を含む。）の額が減少した場合において、当該減少した消費税に係る過納金に係る国税の納付があつた日（その日が当該国税の法定納定期限である場合には、当該法定納定期限」とあるのは、「閑税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十二条の三第一項（賦課決定の請求）の規定による決定の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該決定があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日」とする。

（期限後申告書又は第一項第二号）とあるのは「第一項第二号」と、「更正又は決定」とあるのは「更正」とする。

3 保税地域から引き取られる課税物品に係る内国消費税に対する国税通則法第六十八条（重加算税）の規定の適用については、同条第二項中「同項ただし書若しくは同条第九項の規定」とあるのは「同項ただし書の規定」と、「更正又は決定」とあるのは「更正」と、「法定申告書」である。

（法定申告期

限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告

期限後に納税申告書若しくは更正請求書を提出

していなかったとき」とあるのは「同項各号のいずれかに該当することとなつたとき又は更正の請求をしていなかったとき」と、同条第四項中「前項の」とあるのは「第一項又は第二項」と、第五項並びに次条第一項において「当初申告書」という。が提出された場合」と、「の」であるのは「又は同法第六条第四項若しくは第九条第一項（輸入の許可前ににおける引取り）の」と、同条第二項中「期限内申告税額」とあるのは「当初申告税額」と、同条第三項第一号中「第三十五条第二項」とあるのは「第三十五条规定の適用を受ける場合を除く。）は、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を当該課税物品に課されるべき内国消費税額から控除することができる。

（引取りに係る内国消費税の延滞税の免除）

申告書（還付請求申告書を含む。第三項におい

て同じ。）が提出された場合（期限後申告書が

提出された場合において、次条第一項ただし書

又は第九項の規定の適用があるときを含む。）

（輸入品に対する内国消費税の徵收等の特例）

あるのは「輸入品に対する内国消費税の徵收等に関する法律第六条第一項（引取りに係る課

税物品に係る申告、納税等の特例）の規定

による課税標準及び税額の申告書（第三項及び

第五項並びに次条第一項において「当初申告

書」という。が提出された場合」と、「の」

であるのは「又は同法第六条第四項若しくは

第九条第一項（輸入の許可前ににおける引取り）

の」と、同条第二項中「期限内申告税額」とあ

るのは「当初申告税額」と、同条第三項第一号中「第三十五条第二項」とあるのは「第三十五

条规定の適用を受ける場合を除く。）は、当該特

例申告書がその提出期限内に提出される場

合に限り、政令で定めるところにより、その内

国消費税額に相当する金額を当該課税物品に課

されるべき内国消費税額から控除することができます。

（保税地帯から引き取られる課税物品に係る内国消費税に対する国税通則法第六十六条（無申告加算税）の規定の適用について、同条第一項中「期限後申告書又は第一号（イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第一項第二号」と、同項第二号中「期限内申告税額」とあるのは「当初申告税額」と、同条第三項第一号中「期限後申告書又は第一号（イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第一項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、同項第二号中「期限内申告税額」とあるのは「第三十五条规定の適用を受ける場合を除く。）は、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより税關長の確認を受けたときは、その確定通知書若しくは賦課決定通知書が発せられた日以前の期間に対応する部分の金額を免除する。

（修正申告書等の特例）

保税地帯から引き取られる特例申告に係る課税物品に係る内国消費税に対する国税通則法第六十六条及び第六十八条の規定の適用について、同法第六十六条第六項第二号及び第六十八条第四項第二号中「国税の課税期間の初日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した当該

年の前年及び前々年に課税期間が開始した当該国税（課税期間のない当該国税については、当該国税の納稅義務が成立した日の属する一号（定義）に規定する内国消費税をいう。以下この号において同じ。）に係る課税物品（同条第二号に規定する課税物品をいう。以下この号において同じ。）の閑税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可の

の属する年の前年及び前々年に輸入が許可された課税物品に係る当該内国消費税」とする。  
(関税法の準用)

## 第二十条 関税法第十二条第一項(延滞税)(同法第十三条の二(過大な払戻し等に係る関税額の徴収)の規定に係る部分に限る。)及び第十一条の二の規定は、第十五条第二項、第十六条第四項、第十六条の三第一項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定による還付が、これを受ける者の申請に基づいて過大な額で行われた場合について、同法第十三条の三(関税の納付不足がある場合の補完的納税義務)の規定は、輸入の許可を受け、又は第九条第一項の規定による承認を受けて引き取られた課税物品につき納付された内国消費税に不足額があつた場合について、同法第十四条(更正、決定等の期間制限)及び第十四条の二第一項(徴収権の消滅時効)の規定は、保税地域からの引取りに係る課税物品に対する内国消費税につき更正、決定又は徴収をする場合について、同法第六十二条の十三(総合保税地域の貨物の管理者の連帯納稅義務の規定は、総合保税地域の許可を受けた法人が第十条第三項(第十六条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により課税物品に係る内国消費税を納める義務を負うこととなつた場合について、同法第七条(税関長の権限の委任)の規定は、税関長が当該内国消費税につきその権限行使する場合について、同法第八十八条第四項(没収等が行われた場合の開税の不徴収)の規定は、同条第一項又は第五条第一項(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例)の規定による申告書に係る石油石炭税を除く。次項において同じ。)の納税地は、消費税法等の規定にかかるわらず、当該輸入申告に係る税関長の所属する税関の所在地とする。

## 第二十一条 関税法第六十七条の十九(輸入申告の特例)

保税地域以外の場所から輸入される課税物品(前項の課税物品を除く。)に係る内国消費税の納税地は、当該物品に係る開税を課する税関長(開税が無税とされている当該物品については、  
2 保稅地の特例)

関税が課されるものとした場合の当該税関長の所属する税関の所在地とする。  
(保税地域からの引取りに係る納税管理人)

## 第二十二条の二 保税地域からの引取りに係る内国消費税に関する事項を処理させるための国税通則法第一百七条第一項(納税管理人)に規定する納税管理人(以下この条において「引取納税管理人」という。)を定めなければならない者が、関税法第九十五条第一項(税関事務管理人)に規定する税関事務管理人(以下この条において「税関事務管理人」という。)を定めなければならない者は、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十二条の二第二項(保税地域からの引取りに係る納税管理人)の規定による同条第一項に規定する引取納税管理人の届出をすべきことの求めを受けた者」と読み替えるものとする。

に關する特定事項を処理させる引取納税管理人(次項において「特定引取納税管理人」という。)として併せて指定することができる。  
4 国税通則法第一百七条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により税関長が特定引取納税管理人を指定した場合について準用する。この場合において、同条第七項中「特定納税者」とあるのは、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十二条の二第二項(保税地域からの引取りに係る納税管理人)の規定による同条第一項に規定する引取納税管理人の届出をすべきことの求めを受けた者」と読み替えるものとする。

### (当該職員の権限)

#### 第二十二条 税関の当該職員(以下この条及び第二十四条第四号において「当該職員」という。)

本店又は主たる事務所)を有する者」とあるのは、「住所又は居所(法人にあつては、個人の届出及び引取納税管理人及び税関事務管理人を定めなければならぬ者が、税関長に対して国税通則法第一百七条第二項の規定による引取納税管理人の届出をしなかつた場合は、当該税関長は、これらの届出をしなかつた者に対し、同条第三項の求めに併せて、内国消費税に関する特定事項(保税地域からの引取りに係る内国消費税に関する事項のうち引取納税管理人に處理させる必要があると認められるものとして財務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)を明示して、当該求めに係る同条第三項の指定日までに、引取納税管理人の届出をすべきことを書面で求めることができ、かつ、同条第四項の国内便宜者に対し、同項の求めに併せて引取納税管理人となることを書面で求めることができる。

2 関税法第九十五条第三項の求めに併せて前項の規定による引取納税管理人の届出をすべきことの求めをした税関長は、これらの求めを受けた者が同項の指定日までに当該税関長に対し同条第二項の規定による税関事務管理人の届出及び国税通則法第一百七条第二項の規定による引取納税管理人の届出をしなかつた場合において、同条第四項に定めるもののほか、第二項及び前項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定め

項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定による内国消費税額に相当する金額の還付を受けたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
2 前項の犯罪に係る還付金相当額の三倍が百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、百万円を超えて当該相当額の三倍以下とすることができる。  
3 第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

#### 第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

##### 1 第十七条第八項において準用する関税法第七十一条の五第一項(違法行為等の是正)の規定による報告をせず、又は偽った報告をしたとき。

2 第十六条第十項の規定による書類をその提出期限までに提出せず、又は偽りの書類を提示したとき。

3 第十六条第十一項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿したとき。

4 第二十二条第一項の規定による当該職員の質問に答弁せず、若しくは偽りの陳述をせず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

5 第二十二条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

6 第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

7 第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

8 第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

9 第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

10 第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

11 第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

12 第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

13 第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

14 第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

15 第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

16 第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

17 第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

18 第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

19 第二十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

3 第十二条の二の規定による引取納税管理人の届出をすべきことの求めに併せて前項の規定による引取納税管理人の届出をすべきことの求めをした税関長は、これらの求めを受けた者が同項の指定日までに当該税関長に対し同条第二項の規定による税関事務管理人の届出及び国税通則法第一百七条第二項の規定による引取納税管理人の届出をしなかつた場合において、同条第四項に定めるもののほか、第二項及び前項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定め

4 第十二条の二の規定による引取納税管理人の届出をすべきことの求めに併せて前項の規定による引取納税管理人の届出をすべきことの求めをした税関長は、これらの求めを受けた者が同項の指定日までに当該税関長に対し同条第二項の規定による税関事務管理人の届出及び国税通則法第一百七条第二項の規定による引取納税管理人の届出をしなかつた場合において、同条第四項に定めるもののほか、第二項及び前項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定め

5 第十二条の二の規定による引取納税管理人の届出をすべきことの求めに併せて前項の規定による引取納税管理人の届出をすべきことの求めをした税関長は、これらの求めを受けた者が同項の指定日までに当該税関長に対し同条第二項の規定による税関事務管理人の届出及び国税通則法第一百七条第二項の規定による引取納税管理人の届出をしなかつた場合において、同条第四項に定めるもののほか、第二項及び前項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定め

6 第十二条の二の規定による引取納税管理人の届出をすべきことの求めに併せて前項の規定による引取納税管理人の届出をすべきことの求めをした税関長は、これらの求めを受けた者が同項の指定日までに当該税関長に対し同条第二項の規定による税関事務管理人の届出及び国税通則法第一百七条第二項の規定による引取納税管理人の届出をしなかつた場合において、同条第四項に定めるもののほか、第二項及び前項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定め

7 第十二条の二の規定による引取納税管理人の届出をすべきことの求めに併せて前項の規定による引取納税管理人の届出をすべきことの求めをした税関長は、これらの求めを受けた者が同項の指定日までに当該税関長に対し同条第二項の規定による税関事務管理人の届出及び国税通則法第一百七条第二項の規定による引取納税管理人の届出をしなかつた場合において、同条第四項に定めるもののほか、第二項及び前項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定め

8 第十二条の二の規定による引取納税管理人の届出をすべきことの求めに併せて前項の規定による引取納税管理人の届出をすべきことの求めをした税関長は、これらの求めを受けた者が同項の指定日までに当該税関長に対し同条第二項の規定による税関事務管理人の届出及び国税通則法第一百七条第二項の規定による引取納税管理人の届出をしなかつた場合において、同条第四項に定めるもののほか、第二項及び前項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定め



若しくは第十八条後段、関税法第一百十条第一項から第三項まで、関税暫定措置法第十二条第一項、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十七条第一項又は輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第二十三条第一項の違反行為について適用し、この法律の施行前にしたこれらの規定の違反行為については、なお前述の例による。

附 則（昭和五九年四月一三日法律第一六号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条、第五条、第六条第二項、第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十三条の改正規定並びに附則第三条及び第七条から第十二条までの規定は、昭和五十九年九月一日から施行する。

附 則（昭和五九年八月一〇日法律第七二号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五九年八月一四日法律第七四号）抄  
(施行期日等)  
第一条 この法律は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、同条約が昭和六十三年一月一日に効力を生じない場合において、この法律を同日から施行したとしても関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約（次項において「品目表条約」という。）の締約政府としての義務に反しないときは、同日から施行する。

2 この法律を昭和六十三年一月一日から施行したとしても品目表条約の締約政府としての義務に反しないこととなつた場合には、外務大臣は臣はその旨を速やかに告示するものとする。

3 第一項の規定によるこの法律の施行日が昭和六十三年一月一日に確定した場合には、大蔵大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年一二月三〇日法律第二〇八号抄）

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び同日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域から引き取られる外國貨物に係る消費税について適用する。

前項の規定にかかわらず、この法律のうち次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第二十条、第二十一条、第二十二条第三項、第二十三条第三項及び第四項、第二十四条第三項、第二十五条第二項から第四項まで、第二十七条规定から第二十九条まで、第三十一条から第四十五条まで、第四十六条（関税法第二十四条第三項第二号の改正規定に限る。）、附則第四十八条から第五十一条まで、第五十二条（輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十四条を削る改正規定を除く。）並びに附則第五十三条から第六十七条までの規定 平成元年四月一日

（輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十三条 前条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（次項及び第三項において「旧輸徴法」という。）の規定により前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった砂糖消費税、物品税又はトランプ類税については、なお従前の例による。

旧輸徴法第二条第二号（定義）の課税物品に該当し、前条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（次項において「新輸徴法」という。）第二条第二号の課税物品に該当しないこととなつたものに対する砂糖消費税、物品税又はトランプ類税の還付については、なお従前の例による。

旧輸徴法の規定の適用を受けて前条の規定の施行前に保税地域から引き取られた課税物品は、新輸徴法の規定の適用を受けて保税地域から引き取られた課税物品とみなして、新輸徴法第十三条第三項（保税運送等の場合の免税）

第十二条第四項（船用品又は機用品の積込み等）の場合の免稅）又は第十三条第五項（免稅等）の規定を適用する。

4 前条の規定の施行前にした行為及び第一項又は第二項の規定によりなお從前の例によることとされる砂糖消費稅、物品稅若しくはトランプ類稅又は同項に規定する物品に対するこれらの稅の還付に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則（昭和六三年一二月三〇日法律第

一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日  
イからりまで 略

ヌ 附則第八十二条及び第八十三条の規定、附則第八十四条の規定（災害被害者に対する租稅の減免、徵收猶予等に関する法律第七条第一項及び第二項の改正規定に限る。）並びに附則第八十六条から第九条までの規定（輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百二条 前条の規定の施行前にたばこ消費稅を納付して輸入された製造たばこに対するたばこ消費稅の還付については、なお從前の例による。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律第十一條第一項、第十二條第一項又は第十三條第一項の規定によりたばこ消費稅の免除を受けた製造たばこは、前条の規定の施行後に同条の規定による改正後の輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律第十一條第一項、第十二條第一項又は第十三條第三項の規定によつては、たばこ消費稅の免除を受けた製造たばこは、前条の規定の施行後に同条の規定による改正後の輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律第十一條第三項、第十二條第四項又は第十三条第五項において準用する關稅定率法第十五条、第二項、第十六條第二項若しくは第十七條第四項の規定を適用する。

第一百三条 附則第一百一条の規定の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる製造たばこに対するたばこ消費稅の適用を停止する。

費税の還付に係る附則第二百一条の規定の施行後  
した行為に対する罰則の適用については、な  
お従前の例による。

**附 則 (平成元年三月三一日法律第三  
号)抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成元年四月一日から施行  
する。

**附 則 (平成一年三月三一日法律第一七  
号)抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二年四月一日から施行  
する。

**附 則 (平成三年五月一五日法律第七三  
号)抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成三年十月一日から施行  
する。

**附 則 (平成四年三月三一日法律第一七  
号)抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成四年四月一日から施行  
する。

(輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する  
法律の一部改正に伴う経過措置)

**第七条** 前条の規定による改正後の輸入品に対す  
る内国消費税の徵収等に関する法律第四条第二  
項の規定は、施行日以後に輸入申告がされた保  
税工場における保税作業による製品である課税  
物品について適用し、施行日前に輸入申告がさ  
れた保税工場における保税作業による製品であ  
る課税物品については、なお従前の例による。

**附 則 (平成六年三月三一日法律第二五  
号)抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成六年四月一日から施行  
する。

(輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する  
法律の一部改正に伴う経過措置)

**第六条** 附則第二条の規定による改正後の輸入品  
に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十  
五条の二の規定は、施行日以後に加工又は修繕  
のため輸出された同条に規定する課税物品に係  
る消費税の軽減について適用し、施行日前に加  
工又は修繕のため輸出された同条に規定する課  
税物品に係る消費税の軽減については、なお従  
前の例による。



条を加える改正規定に限る。）、第五十二条、第六十九条及び第七十条の規定 この法律の施行前に同条の規定による改正規定の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第五条** 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 则** **（平成一五年三月三一日法律第八号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四 から三まで 略

四 次に掲げる規定 平成十五年十月一日

ト 第九条中石油税法の題名の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第三条の改正規定（石油税）を「石油石炭税」に改める部分に限る）、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第六条第二項の改正規定、同法第七条の改正規定（石油税）を「石油石炭税」に改める部分に限る）、同法第八条から第十九条までの改正規定、同法第二十一条の改正規定、同法第二十三条の改正規定及び同法第二十四条の改正規定並びに附則第四十四条から第四十八条まで、第五十条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条（国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）第二条第三号の改正規定に限る）、第一百四十条、第一百四十二条（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六条）第二条第三号、第十五条第二项第七号、第四十六条第一項第一号イ及び第六十条第二項の改正規定に限る。）、第一百四十三条、第一百五十三条から第一百六十八条まで、第一百七十二条、第一百七十六条、第一百八十条、第一百八十二条、第一百八十七条（会社更生法（平成十四年法律五百四十四条）第二百二十九条の改正規定に限る。）及び第一百八十八条第一項の規定（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

**第六十八条** 前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった石油税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による改正規定、同法第九条第三項及び第四項の改正規定、同法第九条の三第一項第三号の改正規定、同法第二章第四節の二中第十二条の次に一条を加える改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定、同法第十四条第一項第四号及び第二項第五号並びに第四項の改正規定、同法第十四条の二第二項の改正規定、同法第七十二条の改正規定、同法第七十三条第一項の改正規定、同法第九十四条第一項、第二項第一号の改正規定、同法第九十五条第三項の改正規定及び同条第二項の改正規定（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿類の保存方法等の特例に関する法律第四条を「電子帳簿保存法第四条」に改める部分に限る）、同項を同条第三項と分及び同項の表の上欄中「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」を「電子帳簿保存法」に改める部分を除く。）、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に「一項を加える改正規定、同法第九十五条第三項の改正規定（「の規定により」を「（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により」に改める部分に限る。）、同法第一百五条第一項第四号の二の改正規定、同法第一百五十五条第五号の改正規定（「第九十四条第一項」の下に「（同条第二項において準用する場合を含む。）を加える改正規定、同法第十一章第二節中第一百三十七条の前に一条を加える改正規定、同法第一百三十七条の改正規定、同法第一百三十八条の改正規定並びに同法第一百四十条第一項及び第二項の改正規定並びに第五条中関税暫定措置法第十一条第一項の改正規定及び同法第十三条の改正規定並びに附則第三条第一項、第五项及び第六項、附則第六条並びに附則第七条の規定、附則第八条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第六条第五項の改正規定並びに同法第十九条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第十一条の規定 平成十七年十月一日

**附 则** **（平成一五年三月三一日法律第一号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 则** **（平成一六年一月二十五日法律第一四二号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 则** **（平成一七年三月三一日法律第二二号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

**附 则** **（平成一七年三月三一日法律第二二号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 前条の規定の施行後に同条の規定による改正規定、同法第六十五条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、同法第六十七条の二の次に十一条を加える改正規定（第七条の九第一項（帳簿の備付け等）及び前条第一項）を「第七条の九第一項及び第六十八条第一項（帳簿の備付け等）並びに前条第一項」に改める部分に限る。）、同法第一百五十五条第一項第三号の改正規定及び同法第一百五十五条第五号の改正規定（第七条の九第一項）の下に「第六十七条の六第一項」を加える部分に限る。）並びに第四条の規定並びに附則第八条（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第五項の改正規定並びに同法第十九条第一項を除く。）、同法第一百五十五条第一項第三号の改正規定及び附則第十二条及び附則第十四条の規定 平成十八年三月一日

**附 则** **（平成一七年一〇月二一日法律第一一〇二号）抄**

**（検討）**

**第十七条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新関税法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新関税法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 前条の規定の施行後に同条の規定による改正規定、同法第六十五条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、同法第六十七条の二の次に十一条を加える改正規定（第七条の九第一項の規定により税関長が旧公社を経て発した通知は、当該税関長が当該受領前郵便物について第五十九条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（次項において「新法」という。）第七条第一項の規定により郵便事業株式会社を経て発した通知のみなす。）、同法第四十五条の見出し及び同条第一項の改正規定並びに同条に一項を加える改正規定、同法第六十三条第一





(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(納税環境の整備に向けた検討)

**第一百六条** 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

**附 則 (平成二四年五月八日法律第三〇号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定(郵政民営化法目次中「／第六章 郵便事業株式会社／第一節 設立等(第七十条／第七十二条)／第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例(第七十三条／第七十四条)／第三節 移行期間中の業務に関する特例等(第七十五条／第七十八条)／第七章 郵便局株式会社／」を「／第六章 削除／第七章 日本郵便株式会社／」に改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第五条第一項、同項第二号及び第一百十条第一項第二号亦の改正規定、同法第一百十条の次に一項を加える改正規定、同法第百三十五条第一項、同項第二号及び第一百三十八条第二項第四号に改める改正規定、同法第十一章に一節を加える改正規定、同法第一百三十五条第一項、同項第二号及び第一百三十八条第二項第四号に改める改正規定、同法附則第二条第二号の改分を除く。)並びに同法附則第二条第二号の改定、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及び第十八条の規定(附則第三十八条の規定(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七

十九条第二項の改正規定、附則第九十条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則第九十一条及び第九十五条の改正規定を除く。)、附則第四十条から第四十四条まで

の規定、附則第四十五条中総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第四十七条の規定は、公布の日から施行する。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第十六条** 課税物品を内容とする郵便物であつてこの法律の施行前に名宛人が受け取つてないもの(以下この条において「受領前郵便物」という。)について附則第十三条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(以下この条において「旧法」といいう。)第七条第一項の規定により税関長が郵便事業株式会社を経て発した通知は、当該税関長が当該受領前郵便物について附則第十三条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(以下この条において「新法」という。)第七条第一項の規定により日本郵便株式会社を経て発した通知とみなす。

この法律の施行前に名宛人が受け取つてないもの(以下この条において「受領前郵便物」という。)について附則第十三条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(以下この条において「旧法」といいう。)第七条第一項の規定により日本郵便株式会社を経て発した通知とみなす。

(罰則に関する経過措置)

**第四十六条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行前にした行為及びこの附則の規定による改正規定、同法第三十四条の五の改正規定及び同法第七十四条の二の改正規定を除く。)並びに附則第五十四条、第

四条の三の改正規定、同法第三十四条の五の改正規定及び同法第七十四条の二の改正規定を除く。)並びに附則第五十四条、第

四条の三の改正規定、同法第三十四条の五の改正規定及び同法第七十四条の二の改正規定を除く。)並びに附則第五十四条、第

百五十四条から第一百五十六条まで及び第百

六十七条の規定

六十七条の規定

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二六年三月三一日法律第一二号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二七年三月三一日法律第九二号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二七年三月三一日法律第一三号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第一四号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第一六号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第一七号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から三まで略

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第一八号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から三まで略

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第一九号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第二〇号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第二二号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第二三号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第二四号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第二五号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第二六号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第二七号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第二八号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第二九号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第三〇号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第三一号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第三二号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第三三号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第三四号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第三五号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第三六号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第三七号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第三八号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第三九号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第三十号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第三一号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第三二号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第三三号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第三四号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第三五号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第三六号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第三七号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第三八号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第三九号) 抄**

**第一条** この法律は、平成二八年三月三日から三まで、第百二十二条、第百十

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第三十号) 抄**

定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十七条の改正規定、同法第七十六条第一項の改正規定、同法第七十九条第三項第一号の改正規定、同法第七十九条の四第一項の改正規定並びに附則第四条及び第六条から第十四条までの規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成二八年一二月一六日法律第四〇八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日（第三号において「発効日」という。）から施行する。

一から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

イからりまで 略

又 第十四条の規定（同条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項第一号の改正規定を除く。）及び附則第九十五条第二項の規定

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十五条 第十四条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（次項において「新輸徴法」という。）第十三条第一項第一号の規定は、施行日以後に輸出される同号に掲げる課税物品（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二条第二号に規定する課税物品をいう。以下この条において同じ。）に係る消費税について適用し、施行日前に輸出された同項第一号に掲げる課税物品に係る消費税については、なお従前の例による。

2 新輸徴法第二十六条の規定は、平成三十年四月一日以後にした行為に係る課税物品の輸入（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二条第七号に規定する輸入をいう。以下

この項において同じ。)に係る内国消費税(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律規定)にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第一百四十条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

附 則		(令和四年六月一七日法律第六八〇)
第一項	(施行期日)	この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第二項	附 則	(令和五年三月三一日法律第三百九五条の規定)
第三項	号)抄	公布の日
第四項	号)抄	(令和五年三月三一日法律第三百九五条の規定)
第五項	(施行期日)	この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第六項	第一条	この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第七項	第一条	この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第八項	附 則	(令和五年三月三一日法律第六八〇)
第九項	(施行期日)	(政令への委任)
第十項	第一条	この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第十一項	第一条	この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第十二項	附 則	(令和五年三月三一日法律第六八〇)
第十三項	(施行期日)	(政令への委任)
第十四項	第一条	この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第十五項	附 則	(令和六年三月三〇日法律第六八〇)

四 次に掲げる規定 令和七年一月一日  
　イからニまで 略  
　ホ 第十四条の規定  
(罰則に関する経過措置)  
**第七十二条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)  
**第七十三条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。